

令和4年4月15日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うちACアダプター1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10件
(うち電子レンジ1件、電気掃除機(充電式、スティック型)1件、
携帯電話機(スマートフォン)1件、踏み台1件、ベビーバス1件、
電気温風機(セラミックファンヒーター)1件、
ターミナルアダプター1件、ルーター(パソコン周辺機器)1件、
光回線終端装置(パソコン周辺機器)1件、
ガス温水暖房用温風機(ファン付コンベクター)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 加藤、鈴木、笹島

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200034	令和4年3月12日	令和4年4月13日	ACアダプター	1807/KP-0067	コーリュウ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品にUSBケーブルを接続して他社製の携帯電話機(スマートフォン)を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	大阪府	令和4年3月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年3月14日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200024	令和4年3月26日	令和4年4月11日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200025	令和4年4月4日	令和4年4月11日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200026	令和4年3月14日	令和4年4月11日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年4月1日
A202200027	令和4年2月8日	令和4年4月11日	踏み台	重傷1名	店舗で当該製品を使用中、転倒し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年3月31日
A202200028	令和4年3月27日	令和4年4月12日	ベビーバス	死亡1名	半分開いた浴槽の蓋の上で当該製品を使用中、乳児(6か月)が転落し、湯の中で発見され、死亡が確認された。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200029	令和4年2月26日	令和4年4月12日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	高知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年2月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202200030	令和4年3月23日	令和4年4月13日	ターミナルアダプター	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	ルーター(パソコン周辺機器)に関する事故(A202200031)及び光回線終端装置(パソコン周辺機器)に関する事故(A202200032)と同一
A202200031	令和4年3月23日	令和4年4月13日	ルーター(パソコン周辺機器)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	ターミナルアダプターに関する事故(A202200030)及び光回線終端装置(パソコン周辺機器)に関する事故(A202200032)と同一

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200032	令和4年3月23日	令和4年4月13日	光回線終端装置(パソコン周辺機器)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	ターミナルアダプターに関する事故(A202200030)及びルーター(パソコン周辺機器)に関する事故(A202200031)と同一
A202200033	令和3年11月22日	令和4年4月13日	ガス温水暖房用温風機(ファン付コンベクター)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	令和4年3月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年3月31日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ACアダプター (管理番号:A202200034)

